



発行 税理士法人KJグループ

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL:(06)6930-6388

FAX:(06)6930-6389

■中小法人等に対する税務上の優遇措置■

コロナ禍で業績が悪化した上場企業等では、減資により資本金額を1億円以下とするケースが見受けられるようになりました。その目的は様々あるようですが、税務上、資本金額が1億円以下の法人（以下「中小法人等」といいます。）に対しては、資本金額1億円超の法人（以下「非中小法人等」といいます。）に比べて財務状況が脆弱と考えられること等の理由から様々な優遇措置が設けられており、その代表例が青色欠損金の繰越控除限度額が異なることです。また、法人事業税では非中小法人等に対しては外形標準課税が適用されますが、中小法人等には適用されません。

(1) 青色欠損金の繰越控除

中小法人等又は非中小法人等のいずれに該当するか等、青色欠損金の繰越控除制度適用にあたっては主に次の点に注意する必要があると思われます。

① 資本金額等が5億円以上の法人等による完全支配関係がある法人

自社の資本金額が1億円以下だとしても、資本金額もしくは出資金額が5億円以上の法人または相互会社等（以下「大法人」といいます。）による完全支配関係（一の者が法人の発行済株式等の全部を直接または間接に保有する関係をいいます。）がある普通法人、完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人は、中小法人等に該当せず、非中小法人等と同じ取扱いとなります。

② 資本金額等の判定時期

原則として、その事業年度末日現在の資本金額等で判定することになります。資本金額1億円超の法人が減資により事業年度末までに1億円以下とすることを検討している場合には、減資手続に要する期間を考慮して、事業年度末までに減資の効力を発生させる必要があります。また、①の取扱いとなる法人については、親法人の資本金額等の確認も必要ですが、こちらも自社の事業年度末日現在の親法人の資本金額等で判定することになります。自社の資本金額に変動はなくとも、親法人が増減資を行っている場合には、前期までと異なる取扱いとなることも考えられます。

③ 新設法人の場合

資本金額等が1億円超だとしても新設法人（①に該当する法人を除きます。）は、設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、中小法人等と同じ損金算入限度額となります。資本金額等だけで判断して非中小法人等と同じ取扱いとしないように注意が必要です。

(2) 外形標準課税（法人事業税）

外形標準課税の適用の有無については、(1)②と同じく、その事業年度末日現在の資本金額等で判定することになります。資本金額1億円超の法人が減資により事業年度末までに1億円以下とすることを検討している場合には、減資手続に要する期間を考慮して、事業年度末までに減資の効力を発生させる必要があります。なお、外形標準課税の適用判定にあたっては(1)①の完全支配関係がある親法人の資本金額等や(1)③の新設法人かどうかは関係ありません。あくまでも自社の事業年度末